

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 徐 宝 | 葉添才 | 王 英   |
| 黃啓明 | 万 順 | 蔡進高   |
| 張 和 | 王朝元 | 林廷玉   |
| 李長利 | □ 芳 | 李国英   |
| 姚洽癸 | 王長癸 | 洪 奉   |
| 曾武英 | 鄭文光 | 搭客洪文烈 |
| 劉 古 | 黃 伝 | 許 駝   |
| 陳船子 | 蟻 麦 | 陳仏賜   |
| 黃 細 | 周 包 | 李栄利   |
| 杜大吉 | 蟻 吠 | 張 潜   |
| 吳 四 |     |       |

以上、共計四十三名

護送都通事一員 陳啓緒 人伴四名

司養贍大使一員 翁邦桂<sup>(2)</sup> 人伴四名

管船夥長・直庫二名 梁文顯<sup>(3)</sup> 仲向栄<sup>(4)</sup>

水梢共に五十五名

右、執照は都通事陳啓緒等に付し、此れを准けしむ

道光三年（一八二三）八月十五日

注（1）館 校訂本は「楢」だが類例により「館」とした。

（2）翁邦桂 道光三年の中国難民護送の司養贍大使。

（3）梁文顯 道光三年の中国難民護送の管船夥長。

（4）仲向栄 道光三年の中国難民護送船の管船直庫。

2-135-12 国王尚灝より福建布政使司あて、大島經由にて帰国した雇募の商船を返還するむねの咨（道光三《一八二三》、十一、四）

琉球国中山王尚（灝）、雇募せる商船を送還せんが事の為にす。

照得したるに、本爵、業に道光二年秋に貢使毛樹徳・王士悖等を遣わし、表章・方物を齎捧し、海船二隻に坐駕し前みて閩省に赴かしめ、本年五月二十三日、頭号貢船回国す。貴司の咨を准けたるに内に称すらく、琉球国の二号貢船、洋に在りて風に遭い霞浦県閩頭洋面に漂到し、撃碎す。経に本司、両院に転詳し奏して恩准を蒙り、銀一千両を賞して夷官に給し、商船を雇覓して回国せしむ、等の因あり。此れを准けたり。

査するに、該雇駕の商船は、本年五月初十日、閩に在りて開行す。半洋に駛到して風不順なるに遭い、本国属の大島地方に漂収し、十月二十日に至りて回国す。茲に該商船を將て速やかに修葺を加え、特に都通事王秉謙等を遣わし、本船に坐駕し閩省に前來せしむ。統祈すらくは、貴司、督撫兩院に転詳して具題し、其の船隻併びに篷索・楨楨等の項を將て、船戸陳万成に交還し收領せしめんことを。仍お來船の員伴を將て例に照らして館駅に安頓せしめ、事務の完竣するを俟ちて、護送船兩隻に分搭し遣発回国せしめられんことを乞う。此れが為に貴司に備咨す。請煩わくは察照し賜覆するを施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光三年（一八二三）十一月初四日

注（一）船戸 船長。

2-135-13

国王尚灝の、中国商船の返還のため都通事王秉謙等に付した  
執照（道光三《一八二三》、十一、四）

琉球国中山王尚（灝）、雇募せる商船を送還せんが事の為にす。  
切かに照らすに、本国二号貢船は道光二年秋、貢物を装載し前  
みて閩省に赴く。奈んせん、洋に在りて風に遭い、霞浦県閩頭洋  
面に飄到し、礁に衝りて損壊す。業に福建等処承宣布政使司、  
両院に転詳し具題するを蒙り、銀両を給発し商船を雇募し回国せ  
しむ。此れが為に特に都通事王秉謙等を遣わし、梢伴共に六十三  
員名を帶領し、本船に坐駕して閩に入りて送還せしむ。

但だ差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留し  
て便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の礼字第二百三十三  
号の半印勘合の執照一道を給発し、都通事王秉謙等に付し、収執  
して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海巡哨の官軍は、驗実  
して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。須ら

く執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 王秉謙 人伴四名

在船使者一員 齊愈輝<sup>(1)</sup> 人伴四名

管船夥長・直庫二名 毛嘉桐<sup>(2)</sup> 王汝楫<sup>(3)</sup>

水梢共に五十一名

右、執照は都通事王秉謙等に付し、此れを准けしむ

道光三年（一八二三）十一月初四日

注（一）齊愈輝 道光三年中国商船の返還のための在船使者。『世譜』で

は嘉慶二十一年の中国難民護送船の司養瞻大使として派遣され  
た記事がある。

（二）毛嘉桐 乾隆五十八〜咸豊十一年（一七九三〜一八六一）。久米  
村系毛氏七世。名城親雲上。嘉慶二十年通事、道光五年都通事、  
二十六年中議大夫に陞る。嘉慶二十年読書習礼のため閩に赴き、  
二十五年帰国。道光三年返船の管船火長、二十三年接貢の存留  
通事となり、咸豊四年進貢二号船の都通事となるが病死、福州  
に葬られた。咸豊七年真壁間切名城地頭職を授かる（『毛姓家譜  
支流 六世譜久嶺親方』）。

（三）王汝楫 玉汝楫か。『宝案』では道光三年、六年、八年、十年  
の官船火長として名がみえる。（一四二二三）（一四七二二）  
では王汝楫、（一四二二四）（一四七一九）（一五一二二）  
（二五二二四）では玉汝楫とある。